

令和6年9月

太田市議会定例会議案
(議会議案)

目 次

番号	議案番号	件 名	ページ
1	議会議案第4号	地域経済活性化 魅力ある地域づくりに 向けた意見書	1
2	議会議案第5号	地方財政の充実・強化に関する意見書	6
3	議会議案第6号	学校給食費無償化の早期実現を求める意 見書	10
4	議会議案第7号	厚生年金への地方議会議員の加入を求め る意見書	13

議会議案第4号

地域経済活性化 魅力ある地域づくりに向けた意見書

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年9月27日提出

提出者	太田市議会議員	高木	きよし
賛成者	同	谷之木	勇作
	同	岩瀬	僚
	同	神谷	大輔
	同	八長	孝之
	同	渡辺	謙一郎
	同	白石	さと子

地域経済活性化 魅力ある地域づくりに向けた意見書

国内では、物価の高止まりや人手不足の深刻化に加え、カーボンニュートラルやデジタル化の対応を迫られる中、中小企業等も含めた日本全体での持続的な賃上げを通じた経済の好循環の進展が求められるなど、日本は持続的成長に向けた正念場を迎えている。そのような中、各自治体は持続的な都市の発展に向け「誰一人取り残さない社会」を目指していくことが求められている。その中で、人やモノの移動は生活者にとって不可欠なものであり、地域経済にとっても重要なものと認識している。

脱炭素化社会の推進が求められる中、各自治体がグリーンリカバリーを通じてデジタル化やCASE/MaaSの推進を前提に、電動車普及促進に取り組むことで、より暮らしやすい(人口流入)・働きやすい(雇

用創出) まちへと発展し続けることが可能であり、正に今が地域経済活性化に向けた転換点と考える。各自治体が地域の特性を踏まえて、電動車などの次世代モビリティの普及やデジタル社会の実現を前提に、将来に向けた「まちづくり」のあり方を描き推進していく必要があると考える。

今後の「まちづくり」に必要な財源については、国税からの譲与を伴うことを前提とする等、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減策を求める。併せて、自動車関係諸税の複雑かつ過重で不条理な税制を簡素化した後、車体課税・燃料課税を今後必要となる税目にあてる特定財源化することで、グリーンリカバリーの推進に取り組める税制も求める。

こうした考えから、地方経済の活性化や電動車普及促進を阻害しかねない論議への地方からの意思表示を行うこと、そして複雑かつ過重で不条理な自動車税制の解消を前提としたユーザー負担のあり方・将来へのインフラ整備に向けた税制改革の検討を行うことを求める。

記

- 1 地域経済活性化につながる自動車関係諸税の見直しを検討すること。
 - (1) 自動車を所有し移動せざるを得ない自動車ユーザーへの更なる負担増、安定した物流、自由な移動を阻害し、地方の衰退や過疎化にもつながりかねない走行距離課税やEV・FCVに対する新たな課税の導入論議をおこなわないこと。
- 2 自動車に係る税の負担軽減を図ること。
 - (1) 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
 - ① 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間税率」を廃止すること。

- ② 自動車税・軽自動車税の環境性能割は廃止を前提に、まずは「被けん引車」を課税対象外とすること。
 - ③ 自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車）の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずること。
 - ④ 複雑な車体課税を簡素化すること。
- (2) 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
- ① 当分の間税率」を廃止すること。
 - ② 複雑な燃料課税を簡素化すること。
 - ③ タックス・オン・タックスを解消すること。
- 3 地方税収に影響をおよぼさない税体系を推進すること。
- (1) 自動車関係諸税の国税部分を地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を図ること。
- 4 税目に対する用途を明確化すること。
- (1) 車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進特定財源化すること。
- (2) 燃料課税は、カーボンニュートラル促進特定財源化すること。
- 5 自動車ユーザーの負担軽減を図ること。
- (1) 高速道路の利用料金の引き下げを実施すること。
- (2) 自動車保険（任意保険）の所得控除対象化すること。
- 6 グリーンリカバリーによる誰もが暮らしやすい、働きやすいまちづくりを推進すること。
- (1) 規制強化の際は、産業界の意見も踏まえた激変緩和措置を実施すること。
- (2) 特定の業界に留まらない政策インセンティブの導入を実施すること。
- 7 電動車普及促進に向けた対応を推進すること。

- (1) 早急な急速充電器・水素ステーション等の新規設置・保守の整備、並びに過去整備した設備の定期的なメンテナンスも含めた管理を実施すること。
 - (2) 電動車普及に資する車両購入時および充電・充電インフラ導入時における補助金や金利政策・税制優遇を実施すること。
- 8 持続的な地域経済の発展に資する中小・中堅企業支援(事業転換、成長投資への支援)を推進すること。
- (1) デジタル化や省力化等の数多くの支援策の中でも、自社に適合する施策を容易に選択できる仕組みや各種施策の適用要件の整流化を図ること。
 - (2) 新事業を手掛ける企業だけでなく、既存製品の生産性向上を手掛ける企業も活用可能な適用要件の拡充を図ること。
 - (3) 国の施策と連携をした、労務費を含む価格転嫁をはじめとした企業間の取引適正化の促進・浸透を図ること。
 - (4) 計画的な国民生活の水準引上げ(賃金上昇・最低賃金)に向けた政策的取り組みを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

太田市議会議長 高田 靖

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

財 務 大 臣

宛て

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

国税庁長官

議会議案第5号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年9月27日提出

提出者	太田市議会議員	高木	きよし
賛成者	同	谷之木	勇作
	同	岩瀬	僚
	同	神谷	大輔
	同	八長	孝之
	同	渡辺	謙一郎
	同	白石	さと子

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきたが、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、下記の事項により、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の実現を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財

源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

- 6 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に 0~20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX 化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年9月27日

太田市議会議長 高田 靖

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策）

宛て

議会議案第6号

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年9月27日提出

提出者	太田市議会議員	大川陽一
賛成者	同	大川敬道
	同	星野一広
	同	松浦武志
	同	白石さと子
	同	矢部伸幸

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

そのため、太田市では保護者の経済的負担軽減の観点から、学校給食費の全面無償化を令和5年度より実施しており、本年度においても、

その予算が計上されている。

令和6年6月12日に発表された「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果によると、1794自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、722自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに無償化しているのは547自治体に留まる。

全国の自治体はその財政力から無償化の実施が困難な自治体もあり、義務教育における家庭の費用負担で自治体間での格差が生じている。義務教育は居住地に関係なく平等な教育環境を等しく確保することが求められることから、学校給食への財政支援や制度改正は国・県の関与が必要不可欠である。

よって、太田市議会は、国及び群馬県に対し、学校給食費無償化の早期実現を強く要望する。

記

一、自治体間格差が生じることがないように、国の制度として学校給食費の全国一律無償化を実現すること。

一、国による全国一律無償化が実現するまでの間、県内市町村間で格差が生じることがないように群馬県の制度として、県内一律の無償化を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

太田市議会議長 高 田 靖

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
群馬県知事

宛て

議会議案第7号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年9月27日提出

提出者	太田市議会議員	大川陽一
賛成者	同	大川敬道
	同	星野一広
	同	松浦武志
	同	白石さと子
	同	矢部伸幸

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

太田市議会議長 高田 靖

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣